

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

[TAKUSUI]

# 漁光

# 10

OCTOBER  
1994



特集 原因者不明の  
漁場油濁被害救済申請の手引き (その6)

No.456



## 季節の香

かおり

### 【ススキ／薄】

「幽霊の正体見たり枯れ尾花」と陰気な景色に似合う草であるが、群生したススキが一齐に花開き風になびくサマは豪華な黄金の絨毯である。

満月の夜に、緑先へススキを飾り団子を供え、月の美しさを称えた昔の優雅な暮らし方が偲ばれる。そして兎の餅つきを夢に見た。月の表面を人が歩ける時代に馬鹿らしいことなのかも知れない。

尾花とは形を動物の尾に見たてたのである。自動車が珍しかった頃は馬力が運送の手立てだった。荷台に乗せて貰って遊んだりした。馬の尾がユラリと揺れて面白かったが、そんな馬の姿も見なくなつて久しい。

風が冬の気配を運んで来る。ススキは従順にユサユサと花を揺らし、季節の移りを愉しんでいる。

# COLUMN

◆浮世絵の魅力は、華美な色使いと写実から生まれた流麗な描写の妙にある。北斎の人氣は「富嶽三十六景」で不動のものとなったが、その影響を受けた広重は、叙情的な名所絵を発表して一躍名前を知られるようになる。情感の込められたシリーズものうち、東海道五十三次の「庄野」白雨の図は傑作として名高い。降りしきる散雨に、慌しく行きかう人々の躍動感と遠景を二段ボカシとした表現がこの図の命である。描かれた情景が素直に伝わってくる。

◆東洲斎写楽は、僅か十ヶ月の間に百五十点近い作品を作って筆を折った。慧星のように登場して風のように消え去った絵師である。歌舞伎役者を誇張して描いた大首絵により、世界の三大肖像画家と評価されるが、その実体は謎めいている。多くの人がその人物像に迫ろうと挑戦したが、未だに決定打を見ない。手掛かりが余りにも少なく、写楽は写楽だとサジを投げる人も多い。この人物を取り巻いている謎は不思議な魅力を持っている。

◆版画は大量に出版する手段だから、本来の浮世絵は大眾のためのものだ。それらに芸術性を見出したのは後世の人の目である。フランスのマネはゾラの肖像画の背景に浮世絵を描いている。二代国明の描く大鳴門灘右工門の角力絵である。ゴッホも浮世絵を模写した数点の作品を残している。神秘的なジャポニズムの美として、印象派の画家に与えた影響は決して小さくはない。江戸の庶民芸術として生まれた浮世絵は、現代の日本人が遠くへ捨ててしまった日本風俗の薫りを、今日に伝えてくれる語り部である。(遊方子)

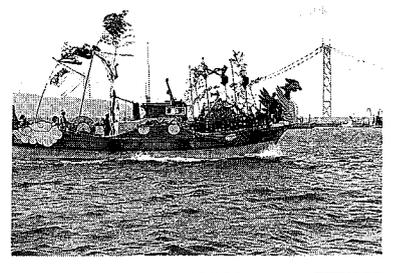
## 写楽は写楽

# 拓水 OCTOBER CONTENTS

季節の香	2
ススキ／薄	
県漁連代表理事会長 酒部龍三氏が逝去	4
ESSAY	5
資源管理型漁業で漁場の保全を 廣末哲郎	
公害基金情報	
兵庫県青く豊かな海づくり推進協議会だより	
特集	6
原因者不明の漁場油濁被害救済申請の手引き その6	
水試ノート	10
シロギスの産卵	
TOPICS	11
平成6年度第24回全国漁業研究グループ・リーダー研修会開催	
漁海況情報	12
海区漁業調整委員会だより	
栽培漁業センターです	13
普及員だより	
地元の魚を観光客に 《漁家と慶野民宿組合との交流会》	
旬の美味しい話	14
タチウオのミートボール風	
兵庫JCC通信	
広がりつつある高齢者福祉活動の輪 生活問題研究会～拡大学習会ワーカーズコレクティブを学ぶ	
ズーム	15
「第5回ひょうご県民交流の船」に参加して	
こちら海ですロケだより	
ハートフルライフ 塩田跡地で車エビ養殖 ～兵庫県姫路市の形町より～	

## 今月の表紙

### フォトギャラリー



### 表紙写真

神戸市漁協提供

### フォト歳時記

秋祭り(垂水海神社にて)  
笑顔が弾け、掛声が響き汗が飛ぶ。神輿の動きに合わせて屋根の鳳凰が揺れる。飾りの金箔がキラリと光った。若い衆の熱気が燃えあがる。  
古代から伝わる海神信仰のハイライト。御座船に乗った神輿が滑るように港を一巡し、絵巻物の世界を繰広げる。大鳥居の朱がひととき鮮やかに映え、祭りの賑わいを見守っている。  
織がはためく境内には秋の気が溢れ、ざわめく老若男女の群れ。氏子らのハレの日。忙しい都会生活の中にあって神賑わいの行事は一服の清涼剤となる。

### 表紙写真募集

アマチュアの方で、ご自慢の写真がございましたら、左のように明記して、お送り下さい。写真は必ずご返却いたします。①写真撮影場所②氏名(フリガナ)③郵便番号・住所④自宅電話番号(市外局番号も)⑤年齢・職業  
送り先

〒六五二 神戸市兵庫区中之島二丁目  
二一 県立水産会館

兵庫県漁業協同組合連合会  
指導部指導課「拓水」係宛

# 県漁連代表理事会長 酒部 龍三氏が逝去

—十月一日午前六時三十五分—

## 永遠の眠りに 享年六十五歳

酒部龍三氏（さかべ・りゅうぞう）兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長・福良漁業協同組合代表理事組合長

原郡三原町神代の中林病院において、急性心不全のため永眠されました。重要課題が山積する現下、水産業界にとってリーダーの存在を失い、関係者一同、哀痛の極みに存じるところであります。

### 漁村指導者として

故人は、率直にして真摯な態度を持ち、円満で識見に優れておられました。また企画力やその実行力と統率力は豊かに富み、漁業者はもちろん、地域住民までの信頼は極めて厚いものでした。事に際しては、卓抜せる指導力を発揮

するなど、まさに漁村指導者としてのふさわしい資質を持たれていました。

人づくり・魚づくり・漁村づくり  
に力をそそいで

これからの漁協活動には「人づくり」が一番重要であるとの信念を持たれ、県漁連人事制度とともに、高齢化社会への対応も踏えたなかにおいて、「人材育成のための基本計画」の策定を推進し、系統組織の一層の充実につとめられました。また、中央においては、全漁連理事あるいは同連合会政策部会長の要職に就き、資源管理型漁業の推進や漁協系統組織強化対策に取り組まれるなど、これら果たした役割は大きいものであり、その功績はまことに顕著でありました。

### 葬儀・告別式

葬儀・告別式は去る十月三日、南淡町福良の慈眼寺でご遺族・ご親族をはじめ福良漁協により厳かに執り行われました。

### 合同葬のご案内

その生涯を一途に水産業の発展と漁業者の幸せにそそがれました故人の合同葬を漁協系統団体により次のとおり執り行われます。

日時 平成六年十一月十一日  
午後二時より

会場 真光寺

(神戸市兵庫区松原通一—一—六二)

葬儀委員長 兵庫県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 村瀬 和夫  
喪主 酒部 正行  
主催団体 兵庫県漁業協同組合連合会  
財兵庫県栽培漁業協会  
財兵庫県水産公害対策基金  
福良漁業協同組合

誠に勝手ながらご香料・ご供物・ご供花の儀は固くご拝辞申し上げますので、あしからずご了承下さいますようお願いいたします。



## 資源管理型漁業で 漁場の保全を

財団法人 兵庫県水産公害対策基金

専務理事 廣末 哲郎

まで拡大されました。  
一九三〇〜一九三二の漁期には、需要を超える鯨油が生産され捕鯨母船は鯨油を積んだまま停泊するといった事態を招きました。

このような乱獲を是正するために一九四八年に国際捕鯨条約が発効し、同年に国際捕鯨委員会が発足しました。この委員会は、「自然界の生物資源が、産卵された固体数と餌の量及び天敵の数でその資源の大きさが決まる」という理論に従って、鯨を捕獲して減少させると、資源を回復しようとする力が働き、その回復力を最大に利用するような捕獲頭数を決めて、資源の管理をしようと設置されたもので、最近の資源管理型漁業のルーツみたいな委員会です。

しかし、最近になって、この国際捕鯨委員会もたたくおかしくなり、自然環境の保護とか動物愛護とかいうことで「鯨を殺して食べるのは人道にもとる。」というような非科学的な論を振りかざし、一九八二年イギリスのブライトンで開かれた委員会で、商業捕鯨の全面禁止を決定。日本は、一九八七年から商業捕鯨を中止しておりますが、今年の五月に開かれた国際捕鯨委員会メキシコ総会では、アメリカ、フランス、チリなど十九か国が、南緯四十四度以南を鯨の禁漁区とすることを共同提案し可決され、日本の商業捕鯨再開の夢は消えました。

かつての日本の漁業は、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと外延的に漁場を拡げ生産を伸ばしてきました。その遠洋漁業が、二百海里設定以降北洋漁業の縮小、商業捕鯨の禁止、流し網漁の禁止と大幅な縮小を余儀なくされ公海における漁業に対する国際環境は厳しさを増す一方です。

このような情勢を背景にしてか、今年の漁業白書は、漁業振興施策の筆頭に「我が国周辺水域の高度利用」を掲げており、特に資源管理型漁業の推進に力点を置いているのがうかがえます。その中で目を引くのは、特定の地域ではあります。関係漁業者が一体になって減船・漁船の小型化・網目の規制等を実施し、資源を回復させ、資源管理体制への円滑な移行を図るための「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」を実施しなければならぬ海域もあるようです。

兵庫県の瀬戸内海は、古来から豊かな水産資源と穏やかな気候に恵まれ、多くの漁民を養い、新鮮で多様な海の幸を提供してきました。近時、沿岸部の埋め立てによる工場立地、それに伴う都市部への人口集中がもたらした藻場や干潟の喪失、水質汚染等の環境破壊が、天与の生産性を誇ったこの海域にもなにかがしかの影響を及ぼしております。

そのため、栽培漁業による稚魚放流、人工魚礁の造成、抱卵ガザミの放流、さらには、羅網未成魚のバック・フィッシュなど、官民が一体となって漁場の維持と資源の回復に努めているせいかもしれません。最近十数年の漁船漁業の水揚げ量は、約七万トンをはさんでほぼ横ばい傾向にあります。

魚は天恵の資源です。この資源の恩恵を長く享受する権利を有する漁業者自らが、この天与の漁場を守るために英知を結集し資源管理型漁業に取り組むときではないでしょうか。

そして、儲かる豊かな沿岸漁業を後世に残す義務を果たそうではありませんか。

### 公 害 基 金 情 報

### 兵庫県青く豊かな海づくり推進協議会だより

この協議会は、平成四年十一月三十日に産声をあげてから、はや二年を経過します。初年度、次年度は、募金用のグッズの品揃えとこれらの品物を会員各位に配布し、募金のご協力をお願いするだけで精一杯でした。

このような協議会に対して平成五年度は、漁婦連・漁青連をはじめ会員各位からのあたたかいご支援をいただき活動に必要な資金を蓄えることができました。皆様方のご厚意に対してお礼申し上げる次第です。

平成六年度は、中央の「海と渚の美化推進機構（マリンプルー21）」からの支援と協議会に寄せられた浄財で、次の事業を実施しました。

- ① 川や海や渚の環境美化推進ポスターの配布
- ② 漁協婦人部が実施した県下一斉の海浜清掃運動に対しゴミ袋などを配布
- ③ 大阪湾クリーンアップ作戦に参加した漁協に対しゴミ袋や手袋を配布
- ④ 沿海及び内陸部の会員市町に啓発ポスター及びゴミ袋などを配布

ほんのささやかな支援活動ではございますが、海と渚の美化ひいては漁場のクリーンアップにつながる活動です。これからも皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願いいたします。

いま、平成七年度に向けての募金運動を行っております。組合の窓口などに設置させていただきます「海の羽根」募金箱に浄財が溜まっておるようでしたら、お手数ですが左記までご送金ください。

振込先

兵庫県信用漁業協同組合連合会本所  
普通貯金 口座番号 〇三三三三三七五  
兵庫県青く豊かな海づくり推進協議会

# 特集

## 原因者不明の 漁場油濁被害救済申請の手引き(その6)

### 二、認定審査会報告書及び 調査書の作成

(1) 地方審査会を経由する場合

都道府県漁場油濁被害等認定審査会  
運営要領

(開催)

1 都道府県漁場油濁被害等認定審査会(以下「地方審査会」という)は、漁場油濁が次のいずれかに該当するものとして、理事長が必要と認めた場合に開催する。

- (1) 漁業被害を受け又は防除・清掃をした漁業者が所属か所在する地区の水産業協同組合(以下「組合」という)が二つ以上である場合。
- (2) 漁業被害額又は防除・清掃事業に要する経費(以下「防除費」という)が多額となった場合又はそのおそれがある場合。
- (3) 被害内容が複雑な場合又は新しい事例である場合。

(委員の構成)

2 地方審査会は、おおむね次の組織団体等から選出された実務担当者十

名以上十五名以内により構成する。

(事務の一部委託)

3 基金は、地方審査会の事務の一部を県(都道府県)漁業協同組合連合会

組 織 団 体	
水産関係者	県(都道府)漁業協同組合連合会
	県(都道府)漁業共済組合
	その他
抛関係者	陸上施設関係団体
	船舶関係団体
中立	地方公共団体(県水産<漁政>課、県公害担当課)
	試験研究機関(県水産試験場)
	抛関係者の推薦する者

(以下「県漁連」という。)に委託して行う。

4 県漁連は、基金からの委託を受け、

地方審査会の運営に関して次の事務を行う。

- (1) 被害地域の調査及び被害組合の指導
- (2) 地方審査会委員の変更に伴う新委員選出の準備
- (3) 地方審査会において行う検討資料の収集、作成
- (4) 地方審査会の議事の記録、報告書案の作成
- (5) その他理事長が必要と認めて依頼した事務

(報告書)

5 地方審査会から中央漁場油濁被害等認定審査会へ提出する報告書(以下「報告書」という。)の内容は、おおむね別記一の事項とする。

(事務の委託)

6 基金は、地方審査会の運営に関し県漁連と別添様式第一号により事務を委託する。

7 県漁連は、基金と前項の委託契約を結ぶに当たり基金あてに別添様式第二号の委託事務実施計画書を送付するものとする。

(事務経費)

8 基金は、県漁連に対し事務の委託

に関し要した経費につき所要額を支払うものとする。

別記一

地方審査会報告書記載内容

1 被害地区における漁業の概況

- (1) 漁業勢力(組合員数、漁業種類、被害漁業従事者の位置づけ等)
- (2) 被害漁業の漁期、漁場、漁法等の概要
- (3) 被害漁業の生産量、生産金額等(前年度迄の一般概況、傾向、本年度の推移:豊凶、病害)

2 油濁事故の顛末

(油の侵入方向、範囲、被害漁場(図面添付のこと)、原因者の究明、推定原因・理由、復旧までの推移等)

3 検討結果

(1) 油濁被害の状況及び処置(全体的記述)

ア、状況(漁場別被害額、農具の規模等)

イ、処置（生産物、漁具の廃棄、清掃等）

(2) 油濁被害の実態（事故内容に応じて具体的に記述）

ア、被害区分別被害の状況

(ア) 生産物廃棄

(イ) 休漁

(ウ) 漁船・漁具・施設の廃棄・洗浄等

(エ) 防除・清掃

イ、被害区分別被害額算定基礎

(ア) 生産物

(イ) 数量

(ロ) 価格 共販価格、生産必要経費（直接経費）

(ハ) 休漁

(ニ) 水揚実績（数量、価格）

(ホ) 休漁日数（荒天日を除く）

(ヘ) 生産必要経費（直接経費）

(ト) 漁船・漁具・施設

(チ) 漁船洗浄：洗剤の種類、数量、金額等

(リ) 漁具・施設・廃棄：数量、価格

(ル) 防除費

(レ) 労務費：作業従事者

(ロ) 資材費：手袋、ウエス、灯油等

(リ) 漁船・運搬車費：漁船・運搬車

(ロ) その他：処理費等

注 以上は一つの例示であるので、被害漁業（養殖業、漁船漁業、採貝・採藻漁業）の態様に応じ、詳述すること。

(2) 地方審査会を経由しない場合

### 漁場油濁被害に関する調査実施要領

(業務の委託)

1 財団法人漁場油濁被害救済基金（以下「基金」という。）は、必要がある場合には漁場油濁被害の救済に関し県（都道府）漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）と別添様式第一号の委託契約を結び次の事務を委託する。

(1) 漁業被害及び防除・清掃事業に係る関係水産業協同組合（以下「組合」という。）の指導及び現地調査

(2) 漁場油濁被害調査書の作成（必要に応じておおむね別記二の事項を内容とする。）

2 県漁連は、基金と前項の委託契約を結ぶに当たり、基金あて別添様式第三号の委託事務実施計画書を送付するものとする。

(事務経費)

3 基金は、県漁連に対し事務の委託に關し要した経費につき所要額を支払うものとする。

注 一の(2)の漁場油濁被害調査書は、漁場油濁被害救済申請書送付の際に添付すること。

別記一

漁場油濁被害調査書記載内容

1 被害地区における漁業の概況

(1) 被害組合の状況（正準組合員数、主幹漁業（含被害漁業）の統数・従

事組合員数、漁期、水揚数量等）

(2) 漁業被害を受けた漁業の県下における概況（生産数量、金額、被害組合の占める位置等）

(3) 被害地域における漁業の状況（防除・清掃事業実施の必要性）

2 漁業被害及び防除・清掃事業の総括（被害組合全部を一括して）

(1) 油濁事故の顛末（油濁の発生から復旧までの経過……油の動き、被害発生状況等）

(2) 原因者の究明、推定原因・理由、対策措置等

(3) 漁業被害関係組合別、被害区分別数量、金額一覧表

(4) 防除・清掃関係組合別、資材費、作業費等別所要経費一覧表

(5) 漁業被害の漁場図（被害漁場、被害規模、被害組合等を明示）

(6) 被害地域図（防除・清掃の実績を明示）

3 試験所研究機関（水研・水試）の調査研究分析資料（油濁被害に関係のある資料）

### 三、事務の委託

(1) 委託契約書

様式第一号

#### 委託契約書

財団法人漁場油濁被害救済基金（以下「基金」という。）理事長（以下「甲」という。）と  
県漁業協同組合連合会会長理事（以下「乙」という。）は、別添委託事務実施計画書に基づき、事務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事務)

第一条 甲は、別添委託事務実施計画書記載の事務を乙に委託する。

(委託費の限度額)

第二条 甲は、委託事務に要する費用（以下「委託費」という。）として金

円を超えない範囲で乙に支払うものとする。

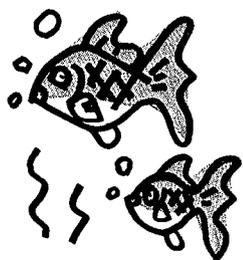
二 乙は、委託費を別添委託事務実施計画書に記載された経費支出明細書の区分に従って使用しなければならない。

(委託費の支払)

第三条 委託費の支払は、委託業務が終了し、その額が確定した後に行うものとする。

(実績報告)

第四条 乙は、委託費の支出明細書、報告書（調査書、調査表、検査結果表）その他参考となる資料を基金へ送付す



るものとする。

(委託費の額の確定)

第五条 甲は、前条の規定により、乙から支出明細等の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事務が契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、委託費の額を確定し、乙に送金するものとする。

二 前項の委託費の確定額は、委託事務に要した経費の実支出額と第二条に規定する委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(計画変更の承認)

第六条 乙は、委託事務実施計画書に記載された委託事務の内容又は経費の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

ただし、経費支出明細の科目欄に掲げる経費の相互の二十％を超えない金額を流用する場合の変更についてはこの限りでない。

(帳簿等)

第七条 乙は、委託事務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

二 乙は、前項の帳簿及び支出内容を証する証拠書類を事業終了の年度の翌年度から五年間保管しなければならない。

(疑義の解決)

第八条 前各条のほか、この契約に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として本契約書二通を作成し、双方記名捺印のうえ、各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲) 財団法人

漁場油濁被害救済基金理事長

受託者(乙) 県漁業協同組合連合会

会長理事

(2) 委託事務実施計画書

① 地方審査会を経由する場合

様式第二号

委託事務実施計画書

一、事務内容

(1) 被害地域の調査及び被害組合の指導

(2) 地方審査会委員の変更に伴う新委員選出の準備

(3) 地方審査会において行う検討資料の収集、作成

(4) 地方審査会の議事の記録、報告書案の作成

(5) その他理事長が必要と認めて依頼した事務

二、事務担当者の職氏名

上記の者を調査員として委託賜りたい。

三、調査(検査)予定月日、及び調査(検査)地区等(表の①参照)

② 地方審査会を経由しない場合

委託事務実施計画書

様式第三号

一、事務内容

(1) 漁業被害及び防除・清掃事業に係わる関係組合の指導及び現地調査

(2) 漁場油濁被害調査書の作成

二、事務担当者の職氏名

上記の者を調査(検査)員として委託賜りたい。

三、調査(検査)予定月日、及び調査(検査)地区等(表の②参照)

① 漁業被害及び防除・清掃事業に係わる関係組合の指導及び現地調査

(2) 漁場油濁被害調査書の作成

二、事務担当者の職氏名

上記の者を調査(検査)員として委託賜りたい。  
三、調査(検査)予定月日、及び調査(検査)地区等(表の②参照)

三・② 調査(検査)予定月日、及び調査(検査)地区等 (単位:千円)

調査(検査)予定月日	調査(検査)地区	担当者名	旅費概算
月 日 ~ 月 日 ( 泊 )	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		
	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		
	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		

四、委託事務経費明細 (単位:千円)

区分	予算額	備考

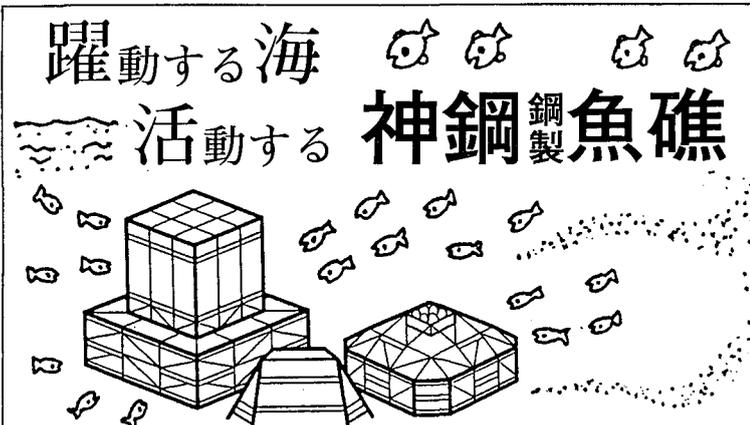
三・① 調査(検査)予定月日、及び調査(検査)地区等 (単位:千円)

調査(検査)予定月日	調査(検査)地区	担当者名	旅費概算
月 日 ~ 月 日 ( 泊 )	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		
	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		
	県 郡、町、村、漁協地区、漁協地区		

四、委託事務経費明細 (単位:千円)

区分	予算額	備考

躍動する海 活動する 神鋼鋼製魚礁



神戸製鋼グループの魚礁メーカー  
**神鋼建材工業** 株式会社  
 本社 〒660 兵庫県尼崎市丸島町46番地  
 TEL (06)418-3797 FAX (06)418-2423



# NOTE

## シロギスの産卵

砂質海底の浅海域に分布するシロギスは、兵庫県の瀬戸内海側でも日本海側でも漁獲されている重要な底魚資源の一つです。

昔からなじみの深い魚であったため、「キス」と呼ばれていますが、スズキ目キス科には、シロギスだけでなくアオギスも属しています。

アオギスは背部が青みを帯びており、シロギスよりも動きが機敏で用心深く、また大型(平均全長四十センチ)で引きが強いところから、かつては釣りの好対象であったのですが、昭和四十年代頃から、埋め立て、水質の悪化等で急速に姿を消し、現在は九州と四国の一部に生息しているだけで、幻の魚とまで言われています。

シロギスは幸い分布が広がったため幻にはならず、現在も日本各地で、底曳網や刺網、釣り等により漁獲されています。食卓には天ぷらや焼だねに姿を変えて登場し、上品な味で私たちを喜ばせてくれます。

このようなシロギスの容姿、味についてはよくご存じだと思いますので、産卵に関することを紹介します。

### 一、自然界での産卵

シロギスは、五月頃に砂泥地の中でも特に水中の光が砂底に反射して、丁度体色が保護色になるような浅くて明るいところにやってきます。その頃から雌雄ともに生殖腺が急速に発達し、瀬戸内海では六月から産卵が始まり七、八月をピークに九月まで続きます。

シロギスは多回産卵魚なので、シーズン中に産卵を何度も繰り返して行い、ピーク時には毎日連続して産みます。産卵はだいたい日没前後に行われ、一回の産卵量は、魚の条件(何年魚であるか、魚体サイズ、雌雄の相性等)によっても異なりますが、約一〜二万粒です。産卵回数も個体差がありますが一シーズン中に約

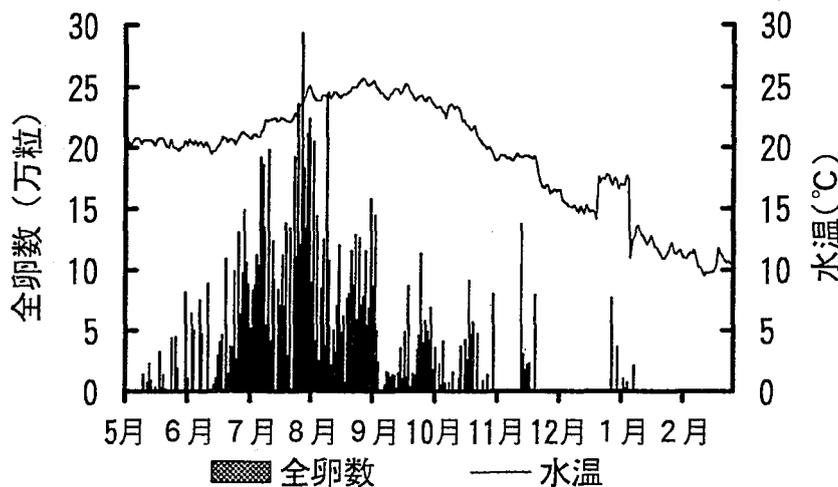
六十回です。

卵は浮性卵で、卵径は〇・六〜〇・七mmと海産魚類の中でも小さい部類に入り、約二十四時間で孵化します。

### 二、水槽内での産卵

・親魚  
平成四年七月三日に洲本市地先で採捕した天然親魚(年齢および性別不明)三十尾を四ヶ水槽で飼育しました。

・飼育条件  
平成五年四月から平成六年二月まで長



親魚の水槽内産卵経過

日条件下(午前五時から午後八時まで電照)で飼育しました。

飼育水温はヒートポンプを用いて制御しました。四月から八月までは二十度から二十五度に、自然水温が二十五度を超えた九月上旬からは、自然海水に切り替えましたが、十一月上旬には二十度を保ち、十二月下旬には十七度まで加温しました。

・産卵  
自然界での産卵よりも約一ヶ月早い五月十日から始まり、産卵量は八月上旬まで増加傾向にありました。一日当たりの最大産卵量は七月二十八日の二十九万粒でした。

八月中旬以降は顕著に産卵量は減少し、十一月三日から産卵量がゼロの日が続きましたが、加温によって復活させることが出来ました。飼育水温と産卵量はグラフに示したとおりです。

三、産卵を制御する要因  
水槽内での産卵結果より、夏の状態に近い日照時間と水温を確保すれば、シロギスは冬にでも産卵することがわかりました。言い換えれば、適当な日照時間と水温はシロギスの産卵を引き起こすという事です。

しかし、それらを全く同じ条件にし続けても毎日の産卵量は変化するので、また別の要因が関与していることが予測できます。

今後は、この別の要因が何であるかを解明し、最良の採卵日決定の一基準になればと考えています。

(増殖部 古塚香織)

# TOPICS

## 平成六年度第二十四回 全国漁業研究グループ・ リーダー研修会開催

平成六年度第二十四回全国漁業研究グループ・リーダー研修会が、去る、九月十二日(月)、三重県伊勢市の厚生年金休暇センターにおいて行われました。

この研修会は、漁村青年活動実践促進事業(水産庁補助事業)の一環として、次代の漁業を担う漁村青年研究グループのリーダーを育成し、その資質の向上を図ることを目的としており、全国各県の漁協青年部連合会、協議会の会長をはじめ、青年部関係者ら七十五名の出席のもと開催されました。まず、はじめに、全漁連・鈴木常務理事、三重県漁連・山下副会長、全国漁青連・小国会長より



挨拶を述べられる全漁連 鈴木常務

挨拶が述べられた後、研修へと移りました。研修の内容は、第一部では一九九三年度研究グループ実践活動優良事例映画「アイデアで勝負/魚類養殖の省力化」の上映があり、これは、島根県隠岐島浦郷漁協で行われたヒラメの養殖生簀の網替え作業において、当漁協の吉本氏発案の作業場の導入により、従来、五、六人の労力を必要としていた網替え作業が、一人で行えるようになった事例であり、また、発案者の吉本氏が、三十八歳で脱サラをされ漁業に着業されて間もない方で、それを組合側が全面的に協力し成功を得たというものであり、意欲・熱意があれば経験の浅い漁業者でも組合等の協力を得て、十分に漁業を営んでやっていけるということからも大いに参考となるべきものでした。

第二部では、青壮年の漁協運営への参加と漁村の活性化について、①「漁協運営・漁村活性化と青年の役割について」のテーマで、三重県普及協・小滝会長より、また、②「改正水協法の特徴と漁協運営について」のテーマで、全漁連・吉田組織部長より、それぞれ話題提起され、それに沿ってパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションは、全漁連・鈴木常務が総合司会をされパネラーに、三重県漁青連・岡会長、鹿児島県漁青連・磯辺会長、三重県普及協・小滝会長、そして、全漁連・吉田組織部長を迎えて行われ、まず三重県漁青連・岡会長より、全国的に漁業後継者不足が問題となっている中、平成五年度より三重県離島地区において後継者問題対策事業として、各地区代表者による合同委員会(平成六年度より名称が「島業会」となる)が設立され、この「島業会」の概要、取り組み内容等について説明を受けました。これに対して、各県代表者が自県の後継者問題に対する青年部活動の現状、問題点を発表し、質疑応答が行われた。

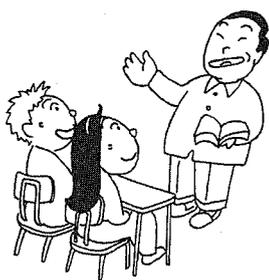
そして、研修会の最後に、これからの青年部活動について、全漁連・鈴木常務から「現在の日本の漁業は、①魚が取れない、②



三重県伝統工芸 和紙の紙すき作業風景(まつり博にて)

魚の値が安い、③輸入品が多い等の問題に直面しているのに漁業者からはその怒りが出てこないのは何故だろうか。そして、これからの漁業を担っていく若い漁業者が元気がない。もっと元気をだしてもらいたい。」と、激励の言葉が贈られました。

また、翌日には、第三回全国漁青連現地視察研修会が、漁業技術、漁協・漁家経営、地域活性化、青年部活動などについての経験や知識の習得と向上を図ることを目的として、「三重県祭博覧会」、「鳥羽・海の博物館」で行われました。これによって、参加者は三重県の伝統文化に触れ、他府県の参加者たちとより一層親睦を深めることができました。



# 漁海況情報

兵庫県立水産試験場

## 海況

概況 高水温が続いており、播磨灘十五地点平均水温は、表層で二十八・四℃と平年値を一・八℃上回っている。七、八月は降水がほとんどなく、塩分の十五地点平均値は、表層で三二・六と平年を一・一上回っている。播磨灘全域で水温成層が崩壊して鉛直混合が始まり、底層の溶存酸素量は増加してきた。また底層から中層、中層から表層へと供給され、播磨灘全域で小型珪藻が増加し始めた。一方、八月に赤潮を形成していた渦鞭毛藻キムノディニウム・ミキモトイは全く見られていない。六月以降非常に高い値を示していた透明度はここに至り平年並となった。

水温 播磨灘では明石海峡周辺を除く調査点の表層で二十八・〇℃を上回っている。底層水温の上昇が著しく、北部沿岸を除く播磨灘十五地点平均値で平年より二・四℃高い二十七・六℃となっている。また十五地点平均値の表、底層の水温差は〇・七℃、灘最深部でも一・七℃と先月に比べ温度差がかなり小さくなった。明石海峡表層水温は九月一日を境に下降気味に推移している。透明度 小型珪藻の発生や、調査前日の降雨の影響等で、十五地点平均値は先月に比べ二・五m低下し、平年並の値となった。プランクトン 播磨灘全域でスケレトネマヤレプトシリンダラス等の小型珪藻が発生し始めた。今後は降雨や海水の鉛直混合に伴って珪藻の増加が見込まれるので、植物プランクトンはさらに増殖する可能性がある。福良湾では複数種のプランクトンが赤潮を形成しており、関係者は注意を要す。

栄養塩 播磨灘表、中層の溶存シリコンおよび珪酸濃度は上昇してきたが、溶存態窒素は平年の半分程度の濃度にとどまっている。底層の栄養塩類濃度はいづれも著しく減少し、平年値をかなり下回っている。

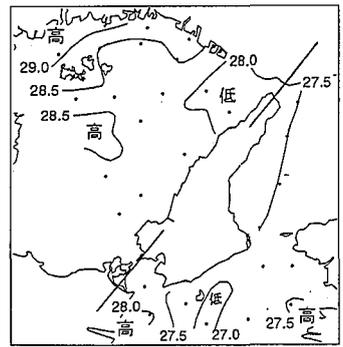
小型底層曳網 明石海峡周辺を主漁場とする小型底層曳網では、マダイ(かすこ・小タイ)、サルエビ、小エビが主体である。紀伊水道北部も同様であるが、全般的に漁獲はかなり低調である。

一本釣り・曳き網釣り 明石海峡及びその周辺域では、タチウオ、アジ、つばす、マダイが主に漁獲されている。紀伊水道北部でも同様であるが、全般的にタチウオが低調である。船曳網 しらす漁は好調に経過している模様である。カタクチイシ卵・稚仔卵は、播磨灘のみ出現しており、平年よりかなり少ない。稚仔は大坂湾西部では平年より多かったが、他の海域では少なかった。

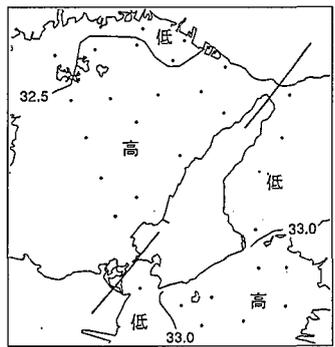
## 海区漁業調整委員会だより

九月十四日 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会兵庫協議会を兵庫県中央労働センターで開催

一 第二九回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の提出議題及びスケジュールについて  
十一月二十九日に本海区で開催する西日本ブロック会議について、他海区からの提出議題に対する本海区としての回答を協議したところ、内容をもう少し詰めた上で、次回委員会決定することになった。  
二 その他  
西日本ブロック会議の開催の進行予定について事務局より説明を行った。承された。  
三 その他  
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程の改正について  
十月に「行政手続法」が施行されることに伴い、本規程を改正する必要があることを事前に報告するとともに、水産庁より改正



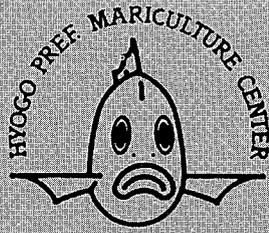
水温(表層) 八月



塩分(表層) 八月

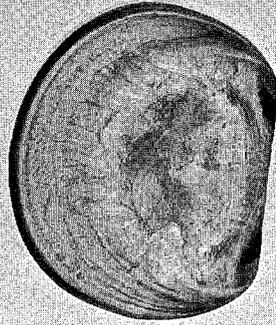
の通達があった場合にはすくに対応したい旨、事務局より説明し了承された。  
・家島・坊勢漁業協同組合の区画漁業権の変更要望について  
家島・坊勢両漁業協同組合から要望のあった区画漁業権の変更に対して水産課から神戸海上保安部との協議結果等報告を行った。神戸海上保安部との協議では、区第八十号についてはおおむね了承されたが、区第六十九号についてはもう少し検討を要するとのことであった。  
この件に関しては、次回委員会で水産課から区第八〇号の漁業権変更の諮問がなされ、答申案を協議する予定である。  
・南淡町の船びき網漁業作業時間変更要望について  
七月に南淡町船びき網漁業協議会等から水産課長及び本海区委員会会長あてに提出された作業時間変更要望について、七月の委員協議会で協議されたが、今回再度協議を行い、他地区の船びき網漁業協議会と調整がつけば、了承することになった。  
要望内容は、漁場が競合する和歌山県及び徳島県の船びき網漁業の作業時間が「一日の出から日没まで」となっているため、両県の船びき網漁業との関係上、作業時間について現在の「午前四時から午後三時まで」を二時間ずらし「午前六時から午後五時まで」に変更してほしいというものである。  
この件に関しては、次回委員会で水産課から作業時間変更の諮問がなされ、答申案を協議する予定である。  
・姫路地区小型機船底びき網漁業の作業期間延長要望について  
二月に姫路市漁民組合連合会及び姫路市小型機船底びき網漁業同業会から水産課長及び本海区委員会会長あてに提出された作業期間延長要望について、過去の委員協議会で協議を行ってきたが、今回改めて協議を行い、作業期間の延長についておおむね了承された。  
要望内容は、手繰り第二種ちんごき網漁業の作業期間を現行の「四月一日から十月二十日まで」となっているのを隣接地区と同様「周年作業」としてほしいというものである。  
この件に関しては、次回委員会で水産課から作業期間延長の諮問がなされ、答申案を協議する予定である。

九月二十六日 第三七八回但馬海区漁業調整委員会及び委員協議会を但馬水産事務所会議室で開催  
(委員協議)  
一、森田会長の会長職辞任の承認について  
健康上の理由により森田会長から提出された会長職辞任願いについて審議の結果、辞任を承認。  
なお、森田前会長は海区委員としての活動は継続。  
二、会長職の後任者の選任等について  
(審議・委員互選)  
会長職後任者の選任方法等について審議の後、委員互選の結果、「木下 清」委員を後任会長に選任。  
(委員協議会議事)  
三、平成七年以降の小型いかつり漁業の許可取扱方針等について(事前協議)  
十月の正式諮問に備えて県から県内船及び県外船に係る各取扱方針案並びに県外船の陸揚同意基準案について事前協議があり、委員会としての基本的合意内容の意見集約を図った。  
審議では、過去二年間にわたる検討経緯を踏まえ、但馬地区の沿岸漁業者保護の観点から県外船の許可枠設定、作業期間、監視体制の整備等に関する問題点を中心に再検討が行われたが全体の合意には至らず、次回委員会で再度事前協議の後、十一月の委員会において正式諮問、答申を行うこととなった。  
四、平成六年度全漁調連日本海ブロック会議の開催準備等について(報告・協議)  
当海区が当番となった十月十八日・十九日に開催するブロック会議について、日程、議題、出席者、開催準備、進行手順等の確認報告が行われると共に、必要事項につき協議。  
五、ヒラメ釣の漁法をめぐる問題について(委員提案)  
川越委員から提案のあった「アンカー固定、水中灯利用のヒラメ釣漁法」をめぐる問題について報告がなされ、これを委員会の問題として議論するかどうかを協議の結果、事務局と県とで実情を再調査の上、必要があれば改めて検討することになった。  
六、但馬海区専属の漁業取締船建造要望の取扱について(報告)  
去る八月四日付で当委員会から知事あてに要望書を提出した取締船建造要望の件につき、県水産課から「諸般の事情で当面建造は難しいので、五月を中心とするいかつり盛漁期に調査船「たじま」及び用船による取締回数を増加することで対応したい」との中間報告がなされた。  
この報告に対し、委員会としては、「同じような約束が過去に何度も繰り返されてきているにもかかわらず守られていないので納得できない。改めて建造方を強く要望する」との意見表明がなされ、県の再考を求めた。



# 栽培漁業センターです 73

アカガイのD型幼生(殻径約90μ)



日中の日ざしはまだまだ夏の面影を残していますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってきました。

現在、栽培漁業センターではマダイ、クルマエビの種苗生産事業も終わり一段落といったところで。しかし、休んでばかりもいられません。毎年この時期は、各県の栽培漁業センター間で意見交換の会議が数多く開かれるため、資料整理に追われる毎日が続いています。

今年度の種苗生産事業を振り返ってみますと、三月中旬から開始したヒラメの種苗生産は、途中、病気の発生があったものの、例年並に六月上旬に六十万尾の稚魚を配布しました。今年は白化も少なく良好な種苗を作れました。

次に、五月上旬から始まったマダイの種苗生産は、高水温の影響から例年に比べ一週間ほど早い七月上旬に、百二十万尾の稚魚を配布することが出来ました。

また、二見事業場では五月中旬よりガザミの種苗生産を行い、七

月中旬までに目標を大きく上回り、五百六十八万尾の稚ガニを配布しました。本年度は以前から問題となっていた疾病対策が確立でき、安定生産が可能になりました。

一方、津名事業場では五月下旬からクルマエビ種苗生産事業を開始して、八月上旬までに計七百六万尾の稚エビを淡路沿岸の関係市町に配布することが出来ました。このように、全ての魚種共順調に生産できた年でした。

話は変わりますが、津名事業場では今、アカガイの種苗生産試験を行っています。親貝は香川県の粟島漁協から購入し、七月二十二日に温度刺激により採卵誘発を行いました。百個の親貝から採れた卵は約一千万粒、卵は五時間後にはふ化してトロコフォラ幼生になります。その後、D型幼生、アンボ期、フルグロウン期と変化した後稚貝になります。日令四十五日目の現在では殻長約一ミリの稚貝を十万个飼育中です。

(兵裁協 憶 秀隆)

## 普及員だより

### 地元の魚を観光客に...

△漁家と慶野民宿組合との交流会▽

淡路島の慶野松原といえば景勝地として名の知られた場所であり、ご存知の方も多はず。夏には、海水浴客で、にぎわう所でもあります。

ここには、二十軒あまりの農家民宿があり、この民宿を経営している女性を対象に、毎年、家庭菜園の野菜を使った料理の講習会を行っています。今年はそれに、地元でとれた魚をプラスして実習を行いました。

魚料理のメニューは、淡路地区漁協婦人部連合会発行の「海の幸あわじPARTII」より、キス、タコを使ったもの二品を紹介しました。また、講師は淡路漁協婦人部員であり、生活改善実行グループにも所属されている、ちどり会のみなさんが参加し、手際の良い包丁さばきを見せて下さいました。

料理が出来上がれば、さあ、試食です。料理を食べながら、旬の魚や魚の販売についてなどの質問がとびかっっていました。

地元で水揚げされた魚を地元の方のアイデアにより料理して、島外からの観光客に食べてもらえることができれば、素敵なことです。これを機会に、さらに交流が深まっていけばと思っています。

南淡路農業改良普及所 山口 康子

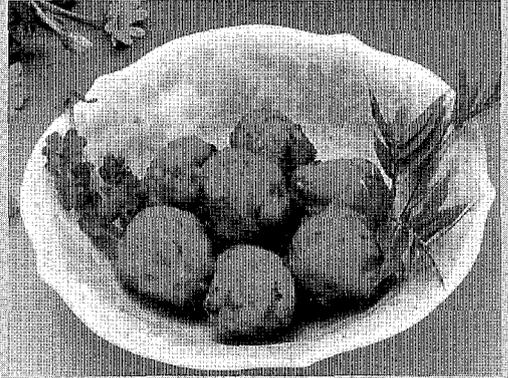


◆材料・分量◆

タチウオ(大).....1匹  
 玉ねぎ.....中1個  
 椎茸.....2枚  
 パセリ又はニラ.....少々  
 卵.....2個

人参.....50g  
 塩、こしょう、ナツメグ...各少々  
 酒.....大さじ1  
 醤油、酢.....各大さじ1/2  
 砂糖.....大さじ2  
 片栗粉.....少々  
 だし汁.....大さじ3

●タチウオのミートボール風●



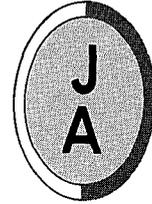
アイデア料理 柳 あいこさん

旬の美味い話 24

- ◆作り方◆  
 ①タチウオは三枚におろし、塩、こしょう、ナツメグをしてすり身にする。  
 ②玉ねぎ、パセリ(又はニラ)、椎茸、人参はみじん切りにして塩、こしょうで炒める。  
 ③①と②と卵を混ぜ合わせ丸くまとめる。  
 ④③の上にバターを少しずつのせオーブンの中段で焼く。(フライパンで焼いても良い。)  
 ⑤だし汁と調味料を混ぜ、水浴き片栗を流しサツとからめる。(焼いたままでもよい。)



兵庫JCC通信  
 今、JA・生協では



生活問題研究会～拡大学習会  
 ワーカーズコレクティブを学ぶ



西 貞子さんによる講演の様子

現在、企業組合という法人格を取得しています。ワーカーズコレクティブは、まだあり

兵庫県生協連の主催する「生活問題研究会」では、今年十年を迎えたワーカーズコレクティブ(以下ワコレ)「凡」の代表理事・西貞子さんを講師に招いて拡大学習会を、八月二十九日に行い、研究委員をはじめ、生協役員・組合員ら五十人が集まりました。西代表の講演要旨

融資を受けられるようになるまで、非常に時間がかかりました。その理由には、企業組合という法人格自体が、社会の信頼性に乏しいということがあります。本当に融資を受けたいものが受けにくい社会状況であると実感しました。  
 労働に対しての見返りもさほどないなかでワコレを続けている理由は、「ある程度の人数ですること、社会に対して何か言えたり、何か実例を示すことができる」「今の社会の根幹は『男女不平等』にある」という二つの思いです。  
 扱う野菜は、私たちの住む町田市の野菜です。都市農業を守り、都市農業と共に手を取り合おうと考え、事業化しています。「凡」の店では、自分が買いたいもの、食べたいものを売ることをモットーにしています。『現在あるものに対する提案型』に、ワコレの社会的な意味があると思います。

広がりつつある  
 高齢者福祉活動の輪

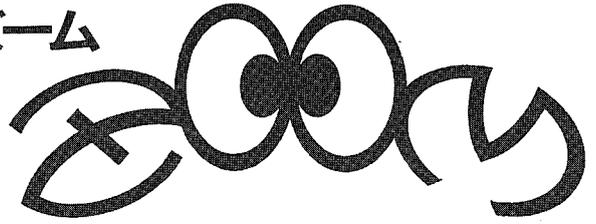
JA兵庫中央会は、今年度から国の定めるホームヘルパー養成研修事業実施要綱に基づき、県知事から事業指定を受け、JA高齢者介護リーダー養成研修事業(ホームヘルパー二級課程養成研修)を開催しています。  
 この研修会は、一人暮らしや寝たきりの高齢者が増えていくなかで、高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう、身体介護に必要かつ実践的な知識・技能を身に付けることが目的です。  
 講義・実技・在宅介護実習・施設介護実習を四期に分け、九十時間で行うカリキュラムに基づき、七月に講義、八月に実技、九月に在宅介護実習が行われ、五JAから三十二人が受講しました。十月には県下の特別養護老人ホームで、施設介護実習が行われる予定です。  
 ホームヘルパーは現在、通院の世話や買い物の手伝いなどの家事援助サービスが行

える三級課程で二百三十三人の修了者があり、今年度新たに百八十人が三級課程を修了予定です。  
 ホームヘルパーを核とした助け合い組織による家事援助サービス、在宅介護サービスなど、高齢者福祉活動の輪が広がります。



介護の技術を実習する受講者

ズーム



# 「第5回ひょうご県民交流の船」に参加して

—第21回兵庫県青年洋上大学—

兵庫県漁連指導部指導課 北田 佳広



結団式で挨拶される貝原知事(総長)

「ひょうご県民交流の船」は、兵庫県青年洋上大学、ひょうご高年洋上大学、ひょうご県民の船の三船が合同で世代間の交流を深めながら、中国を訪問し、互いに見聞を広め、友好を深めることを目的として、今年も、九月十二日から二十一日までの十日間の行程で行われました。

九月十二日、約五百名を乗せた「おりえん」と「びいなす(二万二千トン)」は、それぞれが期待と不安を胸に一路、中国へ向け神戸港を出港しました。

洋上では、青年洋上大学生四十九名が青年リーダーとして、ひょうご高年洋上大学のお年寄りやひょうご県民の船の団員四百余名の船内生活や研修等のお世話をしなが、学生としても研修に参加するといった具合に、慌ただしいスケジュールでした。

九月十四日、上海港へ到着。中国の子供たちの笑顔と温かい拍手の歓迎を受け、いよいよ中国大陸に上陸。上陸後は四コースに分かれての行動となるため、コース別に観光バスに分乗し、それぞれの訪問地へ。

青年洋上大学初日は、豫園、玉仏寺、上海工業展覽センターなど市内を見学。観光バスの車窓から見る上海の街並は、一種独特な異国情緒が醸し出されています。

翌十五日は、鎮江を目指し「おりえんとびいなす」で、長江(揚子江)クルージング。

九月十六日。長江と京杭大運河が交差する水上交通の要衝として栄えた鎮江で、北固山、八角七層の華麗な慈寿塔がある金山寺、千年以上前の街並が残っている千年古街といった名所旧跡を訪ねました。



上海・外灘の風景

九月十七日、揚州へ。鎮江の対岸にある風光明媚な水の街で、その美しさが有名な瘦西湖を屋形船で遊覧し、次に、鎮真和尚ゆかりの大明寺や鑑真和尚記念堂を見学しました。

夕方、南京へ。ホームステイ先である南京外国語学校の日本語学科の学生達(高校三年生)と対面し、直ぐにそれぞれの家へ。

受け入れ先である拱君の家まで、自転車で行くことになり、帰宅時の交通ラッシュで人と自転車と自動車が増えればかり往来する中を中国の人々に混じって懸命にペダルを漕ぎ、約一時間かかって家に着きました。

南京の市街を、自転車で懸命に走った経験は、楽しかった思い出の一つです。また拱君とご家族の皆さんが温かく迎え入れてくれたことも、忘れられない思い出です。

翌日は、日本語学科の高校二年生の学生達と、南京虐殺記念館、中山陵を見学し、その後、交歓会が行われました。

南京虐殺記念館では、献花と黙祷を行った後、日本帝国陸軍による数々の虐殺の記録を写真や映画で見ることにより、また地下の遺骨館に収められていた生き埋めによる大量虐殺の遺骨を目の当たりにし、日本人として、過去の過ちを二度と繰り返さぬため、不戦の誓いを新たにしました。

九月二十日。洋上慰霊祭が、世代を越え洋上に集った四百九十三名の参列のもと、しめやかに執り行われました。

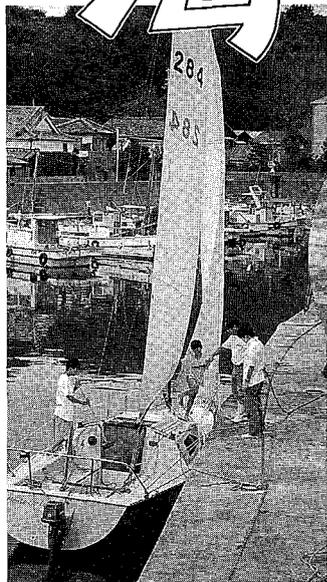
九月二十一日、神戸港に無事帰国。この十日間の多くの貴重な体験といろいろな人達とのふれあい、素晴らしい仲間達との出会い、そして何より、温かな心がかよった交流で、得られたものを大切にしたいと思います。



南京外国語学校にて(ホームステイ先の学生達と)

●サンテレビの

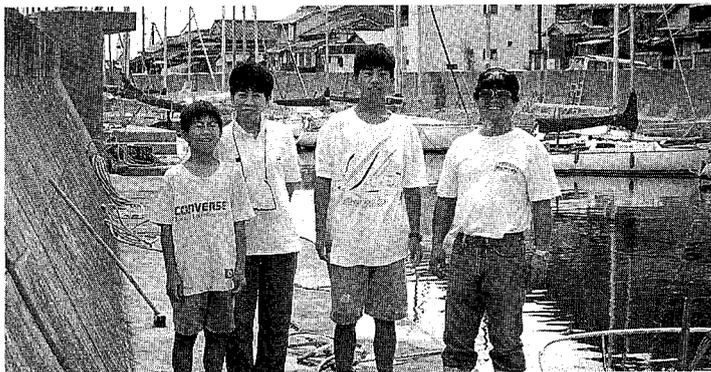
# あひま



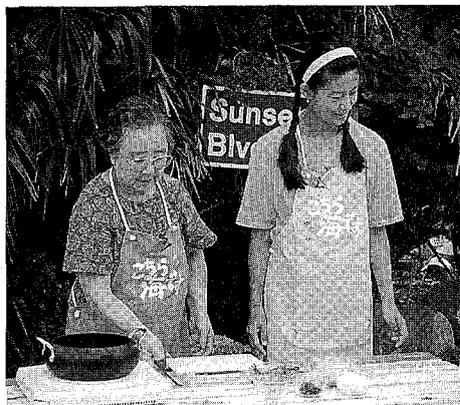
中村さん家族とヨット「モンテカルロ号」



車エビの養殖池



中村さん家族：中村哲さん、(長男) 信彦くん、  
(奥様) かなさん、(次男) 正直くん (向かって右から)



中村さんのお母さん(登美子さん)の得意料理「エビ団子」に挑戦するリポーター

'94.9月4日放送  
(第884回)

## ロケだより

### ハートフルライフ

塩田跡地で車エビ養殖  
～兵庫県姫路市  
的形町より～

兵庫県姫路市の東南部の海岸には、かつての塩田の広大な跡地が残っています。歴史のある的形の地。奮闘時代・僧行基によって撰播五泊の一つ韓の泊がおかれました。僧行基は製塩法を伝えた人でもあります。韓泊は、的形町の的形の福泊の説がありますが、何れにせよこの辺りは、塩田の開発以前は北西に山を控えた入江で、泊港としての自然条件の優れた所でした。兵庫県で塩と言えば、播州赤穂が思い浮かびますが、この的形が近世における東瀬戸内海地域の塩づくりの中心・発祥地なのです。加古川・天川の三角洲の発達によりの形から大塩にかけて砂浜が広がり、江戸時代より開発の始まった塩田は昭和三十年代まで活況を呈したのです。塩田は昭和四十六年十二月終わりを告げ、跡地は環境法により漁業関係か農業への転用しか認められませんでした。代々塩田地主であった中村幸三さんは、九州の塩田地地を利用した車エビ養殖の情報を得て、塩田地主から車エビの養殖業へ転換を図りました。潮の干満を生かし、塩田の潮を引き込んでいた水路を利用しより自然条件に近い環境の中で養殖に取り組みました。様々な苦労と努力の末、車エビ養殖の活路を見つけましたが、車の運転も出来ない中村さんにとって出荷を円滑にしなければと云う課題に突き当たり、そこで三男の哲さんが跡を継いだのです。大学時代の哲さんと言えば、大学Ⅱ大阪産業大学交通機械工学科。勿論、卒業後は大好きな車関係の仕事を手探りでいたのです。でもお父さんの跡を継ぎ二十年、車エビ養殖もやっ

と軌道にのり念願のカーショップ、モンテカルロも開業できました。休みの日はというと、自分の好きなことをしているという哲さん。好きなことといえばお分かりと思いますが、車をいじっているか、ゴーカートに乗っているか、ヨットなのです。どれも家族と一緒に、哲さんは家族と同じ体験の中で子供たちと会話しているのです。そんなお父さんに子供たちもついてきます。長男の信彦君は立派な車エビ養殖のアシスタント、手のかかる車エビの養殖はエビが大きくなるにつけ池がえをして、大きさを揃え一平方メートル四〇〇グラムが適当と云う環境を常に保たなければなりません。成長に伴う餌の量・夜行性の車エビの健康状態を見るのは毎日夜中の十二時以降。毎日毎日日本当に目を離せない仕事なのです。この夜中の見回りも信彦君が手伝ってくれるようになり、力強いアシスタントの尾上君と云う若者も仕事を任せられるようになりました。中村さんの養殖場は規模としてはそんなに大きくありませんが、数年前、単位面積あたりの生産量で日本一を記録したこともあり、限りなく自然に近い生産体制をモットーに、今年もこの暑い長い夏をエビは乗り切ったようです。十月後半から出荷の最盛期を迎えると云う車エビ。今はもう十二・十三センチに育ち中々の成長ぶりです。車エビの養殖に車屋さん、車を走らせ、ヨットを走らせ、それぞれ一日中楽しみながら仕事をしています。仕事は楽しんでと云う中村哲さんの仕事・家族・仲間が彼のエネルギーの源のようです。

1994年10月10日発行 通巻 456号  
昭和32年10月18日 第3種郵便物認可

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会  
(助)兵庫県水産振興基金

〒652 神戸市兵庫区中之島2-2-1 TEL 652-3424  
FAX 671-6685 定価80円(本体78円)